

平成30年度愛知の農業委員会活動活性化運動推進要領

一般社団法人愛知県農業会議

1 趣旨

県内の農業委員会は、平成30年秋までに全ての市町村において改正農業委員会法に基づく新体制へ移行し、今後は関係機関・団体との連携の下に、制度改正の主眼である「農地利用の最適化」を着実に推進し、具体的な成果を積み上げていくことが課題となっています。

農地利用の最適化の主な手法は、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進であり、本県では従来から農地利用集積円滑化事業や利用権設定等促進事業などにより、地域の実情に応じた取組が進められてきました。

これまでの取組成果をもとに、地域における貴重な資源である農地の確保と有効利用を図り、将来に引き継いでいくため、平成30年3月27日開催の愛知県農業会議臨時総会における「農地利用の最適化の推進に関する申し合わせ決議」（参考1）に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の連携・協力の下に取組が進展することを目指して、「愛知の農業委員会活動活性化運動」を実施します。

2 基本的な考え方

この運動の実施に当たっての基本的な考え方は、次の3点です。

- ① 「農地利用の最適化」を推進する目的は、農地の利用の効率化及び高度化の促進であり、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進はそのための手段であるという視点に立って、各地域においてそれぞれの特性に応じた形で取組を進めていく。
- ② 「農地利用の最適化」の推進は、農業委員会の必須事務であるが、農業委員会だけで成果を挙げることは難しいことから、農業委員会の方針を明確にした上で、市町村農業振興担当部局、農地中間管理機構、JAなど関係機関・団体との連携や協力を深めていく。
- ③ 農業委員と新たに委嘱された推進委員の連携により、それぞれの担当区域において、農地の現状の把握から出し手と受け手のマッチングまでの現場活動が積極的に展開されるよう、実効性のある支援を行っていく。

3 農業委員会の対応

各農業委員会において、次に掲げる項目を中心として、それぞれの地域の特性やこれまでの経緯を踏まえた対応を行ってください。

I 農業委員会の体制整備

- ① 地域の実情を踏まえた実効性の高い「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（農地利用最適化推進指針）の策定
- ② 農地利用最適化推進指針に基づいた活動計画の策定と進捗状況の把握
- ③ 市町村農業振興担当部局、農地中間管理機構、JAなど関係機関・団体との連携の強化
- ④ 中山間地域の営農条件に応じた農地利用最適化の推進
- ⑤ 都市地域の営農条件に応じた農地利用最適化の推進
- ⑥ 遊休農地の発生防止・解消対策のための現場活動の強化
- ⑦ 運動の旗印の設定

II 農業委員及び推進委員による現場活動の展開

- ① 農地パトロール（利用状況調査）等による担当区域内の正確な農地情報の把握
- ② 生産組合等の会合等を活用した効果的な戸別訪問、農家意向調査等の実施による農家の意向の把握
- ③ 「人・農地プラン」に関する検討会などへの参画
- ④ 農地の出し手と受け手のマッチングなどの積極的な実施
- ⑤ 農地中間管理事業の理解と周知活動
- ⑥ 農地中間管理機構との連携による担い手への農地利用の集積・集約化の推進
- ⑦ 現場活動のノウハウの習得

III 農業委員会活動の充実・強化

- ① PDCA サイクルによる農業委員会活動の点検・評価
- ② 現場活動を後押しする農地利用最適化交付金の活用
- ③ 地域の実情を踏まえた政策提案活動の実施
- ④ 新規就農者や女性農業者などを含めた意欲ある担い手への支援
- ⑤ 女性農業委員・推進委員の力の活用
- ⑥ 全国農業新聞・全国農業図書の活用
- ⑦ 農業者年金の周知・加入推進

4 留意事項

3に掲げる対応を進めるに当たっての主な留意事項は次のとおりです。また、想定される取組の例は、参考2のとおりです。

なお、個人情報の取り扱いに関しては、市町村の条例の規定に適合する範囲で対応してください。

(1) 農地利用最適化推進指針の策定

農業委員会法第7条に基づく農地利用最適化推進指針は、第6条第2項で農地利用最適化の推進が農業委員会の必須事務とされたことを受けて、その目標や方法を定める重要なものです。

この指針を定めることは、農業委員会の努力義務とされていますが、推進委員や農業委員が現場活動を行う上で、基本となる指針であることから、未策定の農業委員会においては早急に策定してください。

(2) 地域の実情に応じた取組の実施

米、野菜、果樹、花き等の農産物の種類のほか、都市地域、平担地域、中山間地域といった地理的な条件、更には農業振興地域、市街化区域といった土地利用規制の違いによっても「農地利用の最適化」の内容は異なったものとなりますので、各地域の実情に即した施策の推進が求められます。

各地の事例は参考とはなりますが、それぞれの地域において農業委員及び推進委員が主体的に取り組むことが基本となります。

(3) 運動の旗印の設定

推進委員や農業委員が共通する認識と活動の目標を持って現場活動に取り組むために、統一した標語やスローガンなどの旗印を掲げることにより取組が促進される効果が期待されます。

農業会議として全県一律のものは設定しませんので、各農業委員会において、地域の実情に即した実効性の高いものを設定することをご検討ください。想定される主な事例は、次の表のとおりです。

表 旗印、スローガンに関する事例

区分	目標	具体的な活動の内容
一人一筆解消運動 ＜特徴＞ 遊休農地解消の実績を重視	各委員が1年間に一筆は遊休農地を解消する。	①月に1回、農業委員と推進委員で会合を開き、地域や農地の状況などの情報を共有する。その場が推進委員としての活動方針を決める場となる。 ②推進委員は、月1回の定期会合の他、問題などが起きたら集落営農の役員や地区を担当する農業委員に相談する。

<p>農地利用最適化 推進1・1・1 運動</p> <p><特徴> 最適化に向けた事例づくりを重視</p>	<p>農業委員・推進委員一人一人が1年間で1事例以上つくれるように活動する。</p> <p>農業委員会として1委員会1年間で1事例以上つくれるように活動を展開する。</p>	<p>①農地の有効利用活動 ②担い手への農地集積・集約化活動 ③遊休農地の発生防止・解消活動 ④新規参入支援活動 ⑤農業者等への相談活動</p> <p>①集落座談会を開催する。 ②農地の貸したい、売りたい情報等を調査する。 ③遊休農地所有者を対象とした農地相談会を開催する。 ④新規就農希望者相談会を開催する。</p>
<p>農業委員・推進委員活動1・1・1 運動</p> <p><特徴> 現場活動の実施とその記録を重視</p>	<p>農業者への精力的な相談活動を実施する。</p> <p>農業委員会総会における活発な意見交換を実施する。</p> <p>農業委員・推進委員の「活動の見える化」を推進する。</p> <p>農地利用最適化推進活動を実施する。</p>	<p>①一人の農業委員・推進委員が毎月最低一人以上の農業者を訪問するなどして種々の相談活動を実施する。</p> <p>②農業委員・推進委員は、各自で活動記録帳に記入するとともに、農業委員会活動記録簿に記入し保管する。</p> <p>③農業委員・推進委員は、農業委員会総会において、1か月間の活動内容について活動記録帳等をもとに報告する。</p> <p>④農業委員会事務局は、活動記録帳と農業委員会活動記録簿の内容を確認し保管するとともに月別集計表に取りまとめる。</p>

(4) 効果的な現場活動の展開に向けた取組

地域の実情は多様であり、一律な対応策は存在しないという視点に立ちながら、現状、課題並びに担い手の確保と農地利用についての将来像について認識を共有できるようにすることが大切です。

農業委員会として、市町村農業振興担当部局、農地中間管理機構、JA、土地改良区といった関係機関・団体との連携の構築と情報交換により農業委員や推進委員が担当区域において効果的に現場活動を行うことができるようにしましょう。

(5) 現場活動の具体的な進め方

現場活動には様々な手法が考えられますが、進め方の基本的な手順は、次のとおりです。

① 現場活動の目標の明確化とノウハウの習得

農地は、限られた貴重な資源であり、農地を活用できる形で将来につないでいく活動が「農地利用の最適化」の推進であるとも言えます。このため、農業委員、推進委員は、域内の産業、暮らし、コミュニティなど、農業を取り組む地域の現状と課題を踏ま

えて、地域づくりの将来像をある程度、想定することも大切です。

その上で農業委員会が策定した農地利用最適化推進指針に基づき、自らの活動の目標を明確にした上で、当該年度の活動の手法や回数を計画するようにしてください。

また、研修への参加や全国農業図書を活用等により、現場活動に関する必要な知識や先進的な事例についての情報の入手に努めることも大切です。農地中間管理事業については、事業の仕組みやメリットを正確に理解することが望まれます。

② 農地の現状の把握

農地パトロール（利用状況調査）等により担当区域内の正確な農地情報を把握し、精度の高い農地台帳の整備につなげることが望まれます。また、農業上の利用を図ることが見込まれない農地があった場合は、説明責任を果たせる手続きを経て農地台帳から除外することも選択肢となります。

③ 将来の農地の利用についての農業者の意向の把握

戸別訪問や農家意向調査等により担当区域内の農家の意向を把握します。

農業委員や推進委員による農家への戸別訪問や意向調査を実効あるものとするためには、地域の関係者の理解や協力を得ることが必要です。

このため、地域や集落における話し合いの場や生産組合の会合などに出席して趣旨を伝えた上で行うことが有効です。

農家の意向を把握するための調査票の様式例(P.8~11)を示しますので、参考にしてください。

④ 地域における話し合いの実施

地域における地道な話し合いを通じて地域農業の現状と課題を明らかにした上で、担い手への農地の利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規就農や企業等の農業参入の促進等の「農地利用の最適化」を推進する方向性を明らかにします。

意向調査の結果をできるだけ地図に書き込むなどして、誰もが意見を言いやすい場となるよう工夫することが望まれます。

人・農地プランの作成・見直しに進むことが望まれますが、地域によって実情は異なり、また関係者が合意するまでに相当の時間、労力を要する場合も考えられます。

⑤ 農地の出し手と受け手のマッチング

農地の出し手と受け手をリストアップし、マッチングに向けて、

農地中間管理事業等を活用する可能性を探ります。

農地中間管理事業の活用が期待される場合は、農業会議又は農地中間管理機構に連絡してください。

(6) 農業委員会活動の点検・評価

農業委員会が策定した農地利用最適化推進指針及び当該年度の活動計画に基づいて、取組が進捗しているかどうかを検証するために農業委員及び推進委員の活動の状況を活動記録簿により確認するとともに、集計し計画に沿って進捗しているかどうかなど、PDCA サイクルによる農業委員会活動の点検・評価を行い、課題があれば改善策を講じるようにしましょう。

(7) 農地利用最適化交付金の活用

農地利用最適化交付金は、農業委員及び推進委員の活動に上乗せ報酬等を支給するための交付金です。県内では、13の市町において、上乗せ報酬条例の整備がなされ、現場活動を後押しするために活用されています。活動実績分と成果実績分で構成されますが、成果実績分の見通しが立ちにくい場合においては、活動実績分の活用を先行して行うなどの対応も考えられますので、積極的に活用しましょう。

(8) 政策提案活動の実施

農業を取り巻く状況は、地域によって異なりますので、地域の実情を踏まえた政策提案活動を実施してください。農業委員会法第38条において、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に関し関係行政機関等に対して、意見を提出しなければならないと規定されています。意見を提出された関係行政機関等は、意見を考慮しなければならないとされていますので、実効性や整合性には十分考慮しながら積極的に取り組むようにしましょう。

(9) 意欲ある担い手への支援と女性農業委員・推進委員の力の活用

「農地利用の最適化」を進めるためには、今後の担い手の確保が重要です。このため、農業者の高齢化や減少が続く中で新規就農者や女性農業者などを含めた意欲ある担い手への支援に努めましょう。

また、農業委員会活動において、男女共同参画推進の観点から女性の農業委員及び推進委員の力を活用するとともに、女性や若い農業者の更なる登用に向けて取り組みましょう。

5 (一社) 愛知県農業会議の対応

(1) 農業委員会に対する的確な情報提供等の支援

県知事指定の農業委員会ネットワーク機構として、県及び農地中間管理機構との調整を図りながら、農業委員会に対する的確な情報提供や助言を行うよう努めます。

平成30年度においては、従来からの農業委員、推進委員及び農業委員会事務局職員向けの研修会並びに農業委員会事務局を対象とする巡回支援について、現場活動の推進に資するようより実践的な内容に重点をおくよう見直すとともに、新たに次の取組を行います。

- ・農業会議のホームページに「農地利用の最適化」に関するページを設け、県内の市町村の取組状況や全国の先進事例などの情報を紹介する。
- ・農地中間管理機構と連携した推進委員及び農業委員の現場活動に資するため、手続、留意事項等を記した現場活動を行う際に参考になるガイドブックを作成・配付する。
- ・都市地域、平坦地域、中山間地域といった地域区分のほか、水田、畑、樹園地といった農地の分類も考慮して、県、機構と連携して「農地利用の最適化」の推進に向けた先進的な取組事例を収集し、情報発信する。

なお、従来農業会議が開催してきた農業委員、推進委員等研修は内容を見直し、参加を希望する農業委員及び推進委員及びを対象とする実践的な内容の研修会とし、名古屋市他で開催する予定です。

(2) 農業委員会における取組状況の把握

農業委員会における取組がどの程度進捗しているかを把握し、今後の検討の基礎資料とするため、次に示す日程を目途に定期的に取り組状況の確認を行います。

取組時点	30年6月末	30年9月末	30年12月末	31年3月末
報告時期	7月中旬	10月中旬	1月中旬	4月中旬

また、特に重要な事項についての取組を総括する指標と目標を次のとおり設定します。

番号	内容	目標
I	農業委員会法第7条に基づく農地利用最適化推進指針を策定した農業委員会の数	100% (54委員会)
II	現場活動に年12回(月平均1回)以上取り組んだ推進委員の人数	100% (500人)
III	農地利用最適化交付金を活用する農業委員会の数	50% (27委員会)

問5 問4で②の「経営を拡大している」と回答された方にお伺いします。

どのような手法で農地を拡大されますか。

- ① 親類など予定している者から借りる
- ② 貸し付ける者がいれば借りる
- ③ 具体的な見通しはない
- ④ その他 ()

問6 問4で③の「経営を縮小している」又は④の「経営を止めている」と回答された方にお伺いします。

現在の農地はどうされますか。

- ① 親類など予定している者に貸す
- ② 借り受ける者がいれば貸す
- ③ 何も作付けをしない
- ④ その他 ()

問7 農地の仲介・斡旋を行っている農地中間管理機構をご存じですか。

- ① 知っている
- ② 知らない

設問は以上です。ご協力ありがとうございました。

【自由記入欄】

地域の農業の課題や今後の方向性など農地に関する
ご意見がありましたら記入してください。

【お問い合わせ先】 ○○市町村農業委員会 (連絡先)

農地利用の意向調査のお願い

この地区の今後の農業のあり方を検討するための資料とするため、調査へのご協力をお願いします。(該当する□の中にチェックするとともに、差し支えのない範囲で数値をご記入ください。)

住所： _____ 氏名： _____

1 農作業について

◎現在の状況

- 自分で作業している
- 全部委託している
- 一部委託している

◎10年後の見通し

- 自分で作業するか後継者が作業する
- 親類や近隣の担い手に任せる
- 親類や近隣の担い手ではない信頼できる誰かに任せたい
- 売却又は転用する

2 経営農地について

- 水田 (面積 a)
- 畑 (面積 a)
- 樹園地 (面積 a)
- 農業用ハウス (面積 a)

3 この地域の農地全体の維持について

- 現状のままでよい
- 集落全体で守っていく
- その他 ()

ご協力ありがとうございました

〇〇市町村農業委員会
(連絡先)

様式例 3

農地の利活用に関する意向調査

(出し手の把握に重点版)

住所：_____ 氏名：_____ 電話：_____

問1 現在所有している農地に自作地はありますか。

① ある ⇒問2へ

② ない⇒問4へ

問2 自作地のある方にお聞きします。自作地の状況を記入するとともに、貸付希望がある場合は何年後かをお答えください。

所在地	地目	面積	貸付希望の有無	何年後

問3 経営農地について教えてください。

区分	田	畑	樹園地	農業用ハウス
面積 (a)				

問4 今後農地を処分（売却）したいと思いませんか。

① 思う

② 思わない

問5 この地域の農地全体の維持についてどう思いますか。

現状のままでよい

集落全体で守っていく

その他（ _____ ）

ご協力ありがとうございました。

〇〇市町村農業委員会

(連絡先 _____)

参考 1

農地利用の最適化の推進に関する申し合わせ決議

県内の農業委員会は、平成 30 年秋までに全ての市町村において改正農業委員会法に基づく新体制への移行が完了し、今後は関係機関・団体との連携の下に、制度改正の主眼である「農地利用の最適化」を着実に推進し、具体的な成果を積み上げていくことが課題となる。

農地利用の最適化の主な手法は、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進であり、本県では従来から農地利用集積円滑化事業や利用権設定等促進事業などにより、地域の実情に応じた取組が進められてきた。

これまでの取組成果をもとに、地域における貴重な資源である農地の確保と有効利用を図り、将来に引き継いでいくため、以下の事項について申し合わせ、決議する。

記

1 農業委員会の体制整備

- ・地域の実情を踏まえた実効性の高い「農地利用最適化推進指針」を策定するとともに、指針に基づいた年度別活動計画を策定し、すべての農業委員及び農地利用最適化推進委員が一体となった取り組みを進めよう
- ・農業委員と推進委員の役割を明確にした上で、市町村農業振興部局、農地中間管理機構及び J A を始めとする地域の関係機関・団体との連携を強めよう
- ・都市地域や中山間地域においては、制約された営農条件に対応した手法により農地利用の最適化を推進しよう

2 農業委員及び農地利用最適化推進委員による現場活動の展開

- ・農業委員及び推進委員による担当区域内の正確な農地情報及び農業者の意向の把握を進めよう
- ・「人・農地プラン」に関する検討への参加を始め、両委員が出し手と受け手のマッチングに向けた様々な活動に積極的に取り組むよう支援しよう
- ・農地中間管理事業に関する的確な情報提供等を通じて、両委員と農地中間管理機構との連携が深まるよう支援しよう

3 農業委員会活動の充実・強化

- ・PDCA サイクルにより農業委員会活動の的確な点検・評価を行うとともに、現場活動を後押しする手段として農地利用最適化交付金を活用しよう
- ・地域の実情を踏まえた政策提案活動に取り組もう
- ・新規就農者や女性農業者を含めた意欲ある担い手を支援しよう

平成 30 年 3 月 27 日
一般社団法人愛知県農業会議臨時総会

参考2

取組の例

区分	主な項目	内容・留意事項
I 農業委員会の体制整備	①地域の実情を踏まえた実効性の高い「農地利用最適化推進指針」の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会法第7条第1項で農業委員会に策定の努力が義務付けられている「農地利用最適化推進指針」を早期に策定し、できるだけ正確な農地情報に基づいた明確な目標を設定する。 ・担い手への農地の集積率の目標は、「平成35年80%」が現実的でないのであれば、農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想に掲げた目標など、何らかの根拠を有する数値とする。 ・業務の実施に当たっては、行政委員である農業委員と農地利用最適化の推進活動を行う推進委員の性格の違いを踏まえた上で、農業委員会内の意思決定過程における両委員の役割を明確にする。また、担当地区内の現場活動における両委員の連携の仕方を明確にする。
	②推進指針に基づいた当該年度活動計画の策定と進捗状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・推進指針に基づいた単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。 ・すべての農業委員・推進委員が共通認識の下に1年間の活動を進める根拠となるようにする。また、各委員の活動記録簿の定期的な確認などにより進捗状況を把握する仕組みを構築する。
	③市町村農業振興担当部局、農地中間管理機構、JAなど関係機関・団体との連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会法第6条第2項で農地利用の最適化の推進は農業委員会の必須事務とされたが、農地法等に基づく法令事務と異なり農業委員会の専属的権限に属する所掌事務ではなく、関係機関・団体等との連携の中で取組を進めるべき性格の事務である。 ・農地中間管理事業は、担い手への農地の集積を進める他制度の中でも、分散錯圖を解消し、農地の集約が図られる効果があるとともに、農地整備事業における優先採択の利点もあることから、積極的な活用の道を探る。
	④中山間地域の営農条件に応じた農地利用最適化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域の農地は、次の三つのタイプに大別することができる。Aは相対的に優良農地であり、B、Cと条件が厳しくなる。 A 中山間地域の中の平場の農地 B 農業機械の進入は可能だが、法面が急などの理由で草刈りや管理作業などに手間がかかる農地 C 農業機械の進入や草刈りや管理作業などが難しい農地 ・それぞれの農地の営農条件に即して、借地、農作業受委託、集落営農などの対応を検討していくことになるが、生産性の低さと担い手確保の困難性から条件が厳しい農地は除外していくことも選択肢となる。
	⑤都市地域の営農条件に応じた農地利用最適化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・都市農業施策の対象地域は、次のように区分される。 A 市街化区域内の生産緑地地区 B 市街化区域内の生産緑地地区以外の農地 C 市街化区域辺縁の市街化調整区域内の農地 ・これらの地域における農業の振興については、国において関係する法制度の整備や税制改正などの対応が順次進められている。 ・関係機関・団体等とともに、将来に向けた関係者の合意形成を図りながら諸制度の活用を含めた方策を検討する。
	⑥遊休農地の発生防止・解消のための現場活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法第30条に基づく利用状況調査（農地パトロール）による農地利用の総点検及び同法32条に基づく利用意向調査を的確に実施するとともに、新たな遊休農地の解消対策について検討する。（例：地域農地保全隊の設置、新規参入による活用） ・B分類に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。
	⑦運動の旗印の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、「一人一筆運動（各委員が1年間に1筆以上の遊休農地の解消、農地集積・集約化）」や「1・2・3運動（毎月担当区域内で打合せ1回、パトロール2回、戸別訪問3回）など、成果や活動に着目した具体的な目標を旗印に掲げて運動を展開する。

区分	主な項目	内容・留意事項
Ⅱ 農業委員及び農地利用最適化推進委員による現場活動の展開	①担当区域内の正確な農地情報の把握	・推進委員（農業委員）が担当地区内の農地パトロール（利用状況調査）や日常における点検等により正確な農地情報を把握するようにする。
	②担当区域内の農業者の意向の把握	・推進委員（農業委員）が農地台帳の補正調査や戸別訪問、農家意向調査等により、将来に向けた農業者の意向を把握するようにする。その際、集落や生産組合などの会合等で趣旨を説明しておくとい。
	③「人・農地プラン」に関する検討会などへの参画	・推進委員（農業委員）が「人・農地プラン」の策定や見直しに関する打合せ会などに積極的に参加するようにするとともに、「農地利用の最適化」が推進するよう話し合いをリードする。
	④農地の出し手と受け手のマッチングなどの積極的な実施	・推進委員（農業委員）が農地の出し手・受け手に関する情報の整理、マッチング等を積極的に実施するようにする。
	⑤農地中間管理事業の理解と周知活動	・推進委員（農業委員）が農地中間管理事業の仕組みについて理解を深めるとともに、その仕組みやメリットを農業者に周知するようにする。
	⑥農地中間管理機構との連携による担い手への農地利用集積・集約の推進	・農業委員会法第17条第5項において農地利用最適化推進委員には農地中間管理機構との連携に努める義務が規定されており、農業委員についても農地利用最適化業務を行う場合は同様と解釈されている。 ・推進委員（農業委員）が農地中間管理機構のコーディネーターや現地相談員との情報交換や連絡会の開催等を通じて、農地中間管理機構との連携を深めるようにする。特に農地利用の集積・集約の具体化に向けた進展が期待される場合は、農地中間管理機構との連携を重視して対応する。
	⑦現場活動のノウハウの習得	・推進委員（農業委員）が研修会への参加や全国農業新聞・全国農業図書の活用などを通じて、役立つ情報の収集に努めることにより、その成果を自らの現場活動に反映させるようにする。 ・農業委員会内における現場活動の先行事例や優良取組について、委員間の情報共有を図る。
Ⅲ 農業委員会の活動の充実・強化	①PDCAサイクルによる農業委員会活動の点検・評価	・農業委員会の運営の透明性を高めるため、農地利用最適化の推進の状況等を点検・評価し、その結果を今後の活動に反映させるとともに、農業委員会法第37条に基づき、ホームページ上で公表する。
	②現場活動を後押しする農地利用最適化交付金の活用	・農地利用最適化交付金の活用と上乗せ報酬条例の整備を検討する。条例整備後は、成果実績分の申請に懸念がある場合は、先行して活動実績分だけ交付申請するなど柔軟に対応するとともに、現場活動の活発化に結びつくような形で活用する。
	③地域の実情を踏まえた政策提案活動の実施	・農業委員会に意見を提出する義務、意見を提出された関係行政機関に意見を考慮する義務を規定している農業委員会法第38条に基づいて農地利用最適化推進施策の改善に関する意見を提出するなど、地域の実情を踏まえた政策提案活動を実施する。
	④新規就農者や女性農業者を含めた意欲ある担い手への支援	・不足する担い手の確保を図るため、必要とされる情報の提供や農地の紹介などにより、新規就農者や女性農業者を含めた意欲ある担い手を支援する。また、農業に参入しようとする企業に対して必要な助言・指導を行う。
	⑤女性農業委員・推進委員の力の活用	・男女共同参画の観点から、引き続き女性の農業委員及び推進委員の登用に向けて努力する。 ・農業体験、食農教育、若者・女性の新規就農支援の推進等の各般の分野において、女性農業委員・推進委員の力が発揮されるよう留意する。
	⑥全国農業新聞・全国農業図書の活用	・農地利用最適化推進に関係する法制度の動向や先進的な取組事例などを紹介する全国農業新聞・全国農業図書を農業委員会活動に活用する。
	⑦農業者年金の周知・加入推進	・平均余命の伸張にも対応して農業者の将来の生活の支えとなることが期待される農業者年金について、年金保険料変更の容易さや全額社会保険料控除などの有利性をもとに周知・加入推進を図る。